



NPI

Nakasone Peace Institute

▪ Tokyo ▪

EBPM（証拠に基づく政策立案）は日本で 確立するのか：欧米の経験も踏まえて

・ 平和研研究レポート ・
主任研究員 高橋義明

NPI Policy Paper
March 2020

公益財団法人
中曽根平和研究所

© Nakasone Peace Institute 2020

Nakasone Peace Institute
6th Floor, Toranomon 30 Mori Building,
3-2-2 Toranomon, Minato-ku
Tokyo, Japan 〒105-0001
Telephone (03)5404-6651 Facsimile (03)5404-6650
HP:<http://www.iips.org>

本稿での考えや意見は著者個人のもので、所属する団体のものではありません。

EBPM（証拠に基づく政策立案）は日本で確立するのか：欧米の経験も踏まえて

（要旨）

日本における EBPM（証拠に基づく政策立案）は官民データ活用推進基本法（2016 年）の制定、骨太の方針 2017 の閣議決定を受けて始動した。本稿では日本版 EBPM の状況を概観した上で各国の状況と比較し、その課題について整理したい。

日本版 EBPM の特徴は、主目的を予算の縮減、主な担い手を霞が関としていることである（研究機関との共同研究、研究者との協働は想定している）。しかし、日本よりも前に発展した欧米の EBPM では、研究者が政策立案に資する証拠（Evidence）を提供し、政策当局者がそれを利用することが基本である。政策当局者は政策課題を明確化し、疑問を発生し、必要な Evidence を求める一方、研究者は新たな Evidence の提供に向けて研究を実施し、そうした既存・新規 Evidence を政策当局者が解釈・適用し、実施後はモニタリングと事後評価を行うという相互関係を想定している。さらにその前提として政策当局者がデータ提供を促進している。そのため、政策当局者に求められる能力の一つは複雑な政策的 Evidence の賢明な利用者として経済学、統計学などの科学的基礎知識が不可欠とされる。また、政策当局者に都合のよいつまみ食いの Evidence の利用も戒められている。英国ではその促進のために政府首席科学顧問および科学庁が存在する。

研究目的での行政データの提供について、日本では統計分野における取り組みとして統計法による匿名データ、個票データの提供範囲の拡大などが進められている。しかし、提供における書類の記載事項は詳細であり、申請からデータ入手まで時間を要する。例外的な行政データの入手方法として、個人情報保護法改正による非匿名加工情報や情報公開制度の利用は学術研究を目的としていない。一方、海外ではデータ・アーカイブで研究者は容易に行政データを入手できる。さらに英国の ONS Longitudinal Study など複数の調査や行政記録情報を統合した行政ビックデータを作成し、研究者に提供している。日本の統計システムが分散型であることも相まって、こうした取組みはなく、学術利用可能なデータの横断的な政策的 Evidence に大きな制約を受けている。さらに統計法の対象領域が狭く、かつ提供の可否は所管省庁の意向次第である。都道府県・市町村の実施したアンケート調査などの行政情報の研究目的の提供については議論さえ進んでいない。

良質な調査設計は良いデータ、良い担い手を作り、それが更に良いデータを生み出していく好循環は現状では日本では生まれず、他の先進国に大きく遅れている。データ・アーカイブへの政府・自治体調査の寄託、研究者とデータ保有する行政機関の間を仲介するワンストップ化、複数の統計調査や行政記録情報を統合した行政ビックデータの作成といった取組が必要である。研究に資する統計制度改革には強い政治的リーダーシップが不可欠である。

キーワード: EBPM, 統計法, 行政記録情報, データ・アーカイブ, ビックデータ

はじめに

新型コロナウイルスの問題でも「政策決定の科学的な根拠は？」という議論が起きている。これはまさに Evidence-based Policy Making (EBPM, 根拠に基づく政策立案) をどのように行うべきかという問題である。語源は“evidence-based medicine”から来たとされ、英国統計学会会長の Adrian Smith の 1996 年の学会でのスピーチ (Chance and Choice in an Evidence-based Society) が初出とされる。EBPM の具体化はまずイギリス政府によって進められた。Cabinet Office が 1999 年に政策において evidence の利用重視を強調した Modernising Government White Paper を発表し、直後に発表された Professional Policy Making for Twenty First Century によって具体的内容が示され、その後各国に波及した。米国では 2016 年に Evidence-Based Policymaking Commission Act によって委員会が作られ、データ利用促進に影響を与える連邦法の改正、データ統合を可能とするデータサービス機関の設立、政府機関内の責任者の設置などを提言した。

本稿では日本版 EBPM の状況を概観した上で各国の状況と比較し、その課題について整理したい。

日本版 EBPM の経緯

日本版 EBPM は 2016 年頃から始動した。まず行政改革担当大臣に助言を行うことを目的として、2016 年 10～12 月に EBPM のニーズに対応する経済統計の諸課題に関する研究会 (座長：三輪芳朗大阪学院大学教授) が開催された。その議論を踏まえて、同年 12 月に経済財政諮問会議が「統計改革の基本方針」を決定し、「政府全体における EBPM の定着…推進するため、関係閣僚等で構成する統計改革推進会議 (仮称) を設け、改革の大きな方向性を取りまとめる。」(3 頁) と会議体の設置を提言した。また、EBPM の法的根拠として 2016 年 12 月に成立した官民データ活用推進基本法の第 3 条 3 項に「官民データ活用の推進は、国及び地方公共団体における施策の企画及び立案が官民データ活用により得られた情報を根拠として行われることにより、効果的かつ効率的な行政の推進に資することを旨として、行われなければならない。」と明記された。

統計改革推進会議 (議長：官房長官) は EMPM 推進体制の構築を検討課題の一つとして 2017 年 2 月から議論を始め、5 月に「最終とりまとめ」をまとめた。その中で「EBPM 推進の要となる機能を整備するとともに、政策、施策、事務事業の各段階のレビュー機能における取組を通じて EBPM を実践し、手法の開発を行いつつその適用範囲の拡大を図るものとする。」(3～4 頁) とした。その後、5 月に「官民データ活用推進基本計画」、6 月に「骨太の方針 2017」をそれぞれ閣議決定し、統計改革推進会議「最終とりまとめ」を政府方針化した。そして、同年 8 月に EBPM 推進委員会 (会長：内閣官房副長官補) が発足し、行革本部、総務省行政評価局、内閣府経済社会システム担当の連携で推進することとなった。

課題 1：EBPM の担い手

(1) 先進各国

現在、欧米の EBPM は、研究者が Evidence を提供し、政策当局者がそれを利用し、政策判断に活かすことが基本となっている。そのため、例えば、英国内閣府 (1999b) において、政策当局者に求められる能力の一つは包括的で政策的な Evidence の利用者としての経済学、統計学などの科学的基礎知識を有していることであるとされる (68 頁)。また、政策当局者に都合のよいつまみ食いの Evidence の利用も戒められている。アメリカの EBPM 委員会 (2017) によると、「政府のさらなる発展のための特に重要な障壁は政府外の研究者によるエビデンスを明らかにするのに必要なデータへのアクセスの欠如である」(8 頁)として、政府の保有するデータの研究者への提供が EBPM 推進の前提と考えられている。

イギリスでは科学的根拠に基づいて政府に助言する政府主席科学顧問 (Government Chief Scientific Adviser) と彼を補佐する組織として科学庁 (Government Office for Science) が存在している。研究者らによる研究成果を政策に持ち込むのが政府主席科学顧問の役割である¹。各省庁にも科学顧問がいるが、彼らを政府主席科学顧問が統括し、省庁横断的な課題に対しては連携して対処する。現在の主席科学顧問は医師であるパトリック・ヴァランス氏が就任しており、例えば、地方政府を含めて全ての公衆衛生部局に対して医学的助言を行う主席医務官 (保健省の主席科学顧問兼務) のクリス・ウィッティー氏 (ロンドン大学衛生熱帯医学大学院教授 (公衆衛生)) とともに現在、英国における新型コロナウイルス対策の陣頭指揮を取っている。

(2) 日本

日本での EBPM の中心的担い手は国家公務員たる EBPM 推進統括官を中心とした各省庁である (図 1)。各省庁は EBPM 推進統括官として政策立案総括審議官の役職を配置し、主に各省庁が保有するデータに対するニーズや要望へ対応し、データ活用のモニタリング・指導、人材育成・確保を担っている。しかし、有識者 (研究者など) は政府横断的な EBPM の推進において EBPM 推進委員会に対する監督・助言する立場であって、主要な利用者と位置づけられておらず、欧米と比べると大きく相違している²。

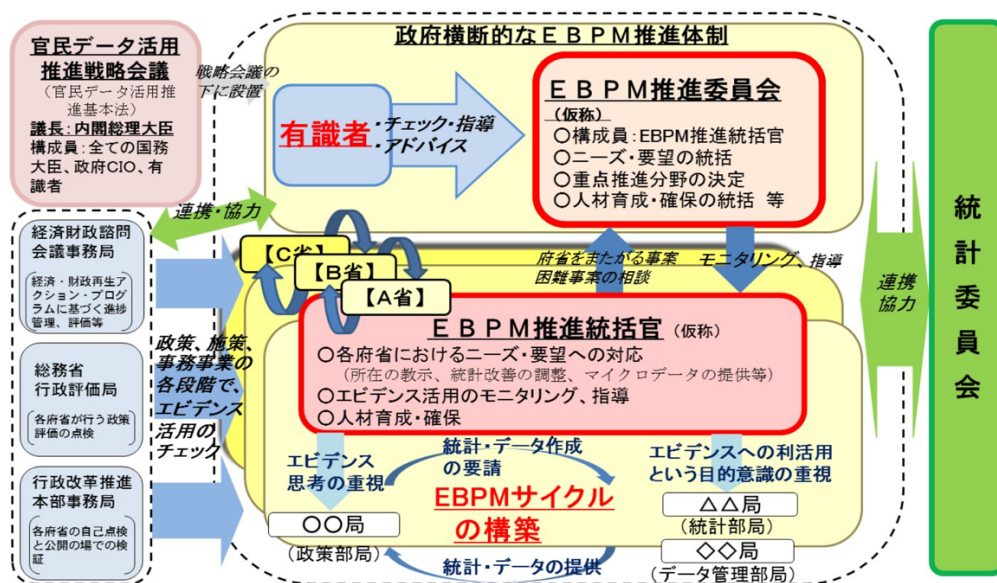
また、統計等データの利活用の促進も EBPM 推進の柱に掲げられ、各府省に統計等データの提供要請等を受け付ける窓口を設置し、また EBPM 推進委員会において統計整備等に関する国民からの要望・提案の募集するようになった。要望・提案募集については 2018 年

¹ 具体的な役割として①首相および閣議メンバーに科学的アドバイスをを行う、②科学技術政策に関するアドバイスを政府に行う、③政府内で確実に科学的証拠・助言の利用を進め、その質を高めること、の3つとされる。政府主席科学顧問および各省庁の主席科学顧問の役割についてはガイドラインが公表されている (英国科学庁, 2020)。

² 日本でも官邸や各省庁に大臣顧問があり、また審議会や研究会などに有識者が委員として任命されるが、英国のように体系的に任命されておらず、また EBPM 推進のための役割を現状、担っているとは明確にいない。

9～10月、2019年9～10月の2回行われている。しかし、各省庁からの回答が示された前者をみると、「直ちに対応することは困難だが、今後も要望を参考にしつつ、政策的な必要性とともに検討」、「様々な観点から総合的な検討を今後行う」「検討課題の一つとして検討」と回答しており、ほとんど無回答の状況となっている。

図1：日本版 EBPM 体制



（出典）統計改革推進会議幹事会（2017）『統計改革推進会議最終取りまとめ（案）参考資料』2頁

課題2：EBPM に利用すべきデータ

（1）先進各国

①データ・アーカイブ

欧米の多くの国ではデータ・アーカイブが整備され、政府の個票データの多くが入手可能である。一般的に研究者として登録した者であれば誰でも入手可能な一般利用データ（public use data）とデータ保有元の個別の承認が必要な利用制限のあるデータ（restricted-use data）の2種類がある。例えば、居住地情報などを含むデータは後者になる。

米国ではミシガン大学に設置された ICPSR（Inter-university Consortium for Political and Social Research）が社会科学の分野で最大のデータ・アーカイブとなっている。ICPSR では、例えば、商務省センサス局、行政管理予算局、国立衛生統計センターなどによる調査の個票データがオンラインで提供されている。ICPSR でも一般利用データは研究者として登録すれば、個別のデータについて利用申請は不要である³。一方、特に厳しい利用制限のあるデータ（restricted-use data）については ICPSR が運営する ResearchData.gov でデータ

³ 日本の研究者でも ICPSR 国内利用協議会に加盟する東京大学などの教員、研究員、大学院生及び大学生は一般の利用登録者では利用できない ICPSR の個票データも利用することができる。

の利用申請をし、データ保有機関の許可が下りるとセンサス局、UCLA、スタンフォード大学など全米 27 箇所にある連邦統計研究データセンターにてオンサイト利用が可能となる⁴。

英国ではエセックス大学に設置された英国データ・アーカイブ (UKDA) が ICPSR と同様の機能を担っており、統計局など政府機関のデータも寄託されている。UKDA ではデータを①ユーザー登録だけで利用可能な標準アクセスデータ、②ダウンロード時にある条件に同意を求める特別条件データ、③特別許可書の記入が必要な特別許可データ、④利用を一部に限定した制御データの 4 種類がある。①～③はオンライン上で個票データをダウンロード可能であるが、④については研究計画の承認を受けたり、研究データ環境での利用者に関する研修受講が義務付けられた上で、IP アドレスで管理され、セキュリティーが施されたりリモートアクセスのみ可能である。同様なアーカイブとして、ドイツ GESIS、フランス Quetelet PROGEDO Diffusion などがある⁵。

②研究に資するデータ作成

欧米諸国のデータのもう一つの大きな特徴は、研究目的での行政記録情報の利用を可能としたり、統計調査や行政記録情報の統合により行政ビックデータを作成し、研究者に提供しているなど、研究に資するための行政データの活用範囲をさらに広げていることである。

例えば、英国ではデジタルエコノミー法で研究目的での行政記録情報の利用に道を開き、国立統計局 (ONS) にその提供の権限を一元化している。2018 年から Administrative Data Research UK (adruk.org) が立ち上がり、提供のワンストップ化を図っている。また、行政ビックデータとしては、ONS が 1971～2011 年の国勢調査の個人の情報に紐づけて住民登録、国民健康サービス、がん登録情報を統合した ONS Longitudinal Study (LS) を作成している。このビックデータを利用し、例えば、学校での選択科目が失業/非労働化に与える影響 (Iannelli & Duta, 2018)、職業地が転職に与える影響 (McCollum, et al. 2018)、移住が地域の健康状況に与える影響 (Norman, et al. 2005)、移民に限定しない人種別の死亡率 (Scott & Timæus, 2013) といった幅広い研究が行われている。

アメリカでもセンサス局を中心に行政ビックデータの作成を進めており、Data Linkage Infrastructure として他政府機関、州政府機関から得た行政記録情報とセンサス局の調査をリンクして政策分析に活用しているものを外部の研究者にも開放している。外部の研究者が自身で実施した調査対象者と行政情報を個体認識番号で統合することが可能となっている。例えば、Survey of Income and Program Participation (1984-1993) はセンサス局の調査結果に社会保障庁が保有する所得に関する行政データ (SER, DER) を社会保障番号を使って統合し、所得の時系列変化を把握できるようになっている。また、アメリカ社会保険庁で

⁴ 申請には履歴書、研究メンバーリスト、研究目的を記した 1 枚紙が必要である。

⁵ その他欧州各国のデータ・アーカイブのリストは以下の通りである。

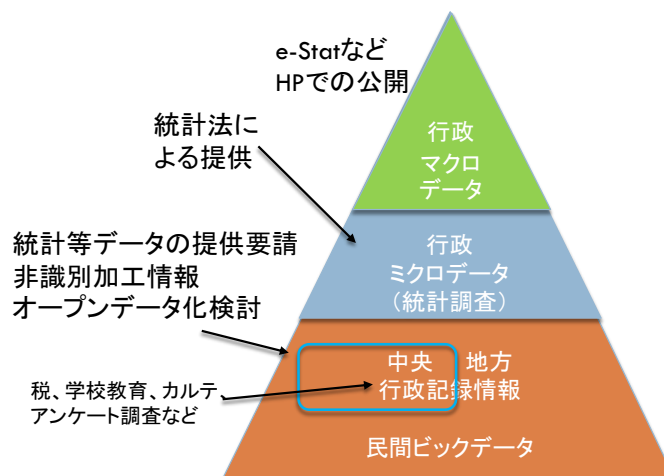
<https://www.ukdataservice.ac.uk/get-data/other-providers/data-archives/europe.aspx> (2020 年 3 月 15 日アクセス)

はホームレス状態にある高齢者向け健康サービスプログラムから得られる個人属性・社会状況の情報を追加保障所得、障害者給付、社会保障手当のデータを統合したデータを作成し、例えば、4箇所のセンターで実施したホームレス向けの積極的介入によって障害者給付の申請が介入のなかったセンターよりも統計的に有意に増加した (Rosenheck, et al., 1999) といった研究が行われている。

(2) 日本

日本では行政が保有するデータを統計法により2種類に分類している。1つは行政機関等が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う「統計調査」、2つは行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した情報であって、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているもののうち、行政文書に記録されている「行政記録情報」である。前者の「統計調査」のうち、統計マクロデータがe-Satなどで公開されるのに加えて、近年、統計法による統計マイクロデータ（個票データ）の提供が拡大している（図2参照）。

図2：データの種類と提供状況



（備考）樺（2018）に加筆・修正した

下記の通り、議論がさらに行政記録情報にも及んでいるが、提供の可否判断に省庁の意識が影響し、全体的に動きは遅い。特に行政の実施したアンケート調査は統計法の対象外であり、さらに地方自治体の保有データの研究目的の提供も全く進んでいない。

① 統計法による個票データ提供

現状、統計法による個票データの入手には利用者の公益性・力量を勘案し、4種類と増えた。具体的には、①統計法第33条第1項第2号により磁気媒体による提供がされているもの（厚生労働省・21世紀出生児縦断調査など191統計）が主だったが、②統計法第33条第

1 項第 2 号、第 33 条の 2 第 1 項によりオンサイト拠点でのみ利用可能なもの（厚生労働省・人口動態統計、総務省・通信利用動向調査など 56 統計）、③統計法第 34 条によりオーダーメードで集計を依頼できるもの（内閣府・消費動向調査、日銀短観など 31 統計）、④統計法第 36 条により研究目的で世帯や個人が特定できないように匿名化を施した個票データを提供しているもの（総務省・国勢調査、厚生労働省・国民生活基礎調査など 7 統計）である⁶。なお、自治体独自の統計で 4 種類の提供方法に含まれているものは現状ない。

しかし、欧米と違って研究者が入手するまでのハードルが高い。①で提供を受けることができる研究者は行政との共同研究や科研費など公的助成金採択者に限定され、研究目的だけでなく、分析に必要な変数の特定など詳細な書類が必要であり、審査に数ヶ月の時間を要する。②については有償だが、公益財団法人などの研究者もアクセス可能となった。ここでは利用申請に事前審査と本申請がある上、分析結果の入手にも事前審査と本審査があり、膨大な時間と労力を要する。③ではオーダーメード集計に要した時間 1 時間当たり 4,400 円の費用がかかり、複雑な集計ほど料金がかかる。④の匿名データ提供では適正管理義務が課されている。また、基本的に誰でも入手可能な一般利用データ（public use data）については検討が始まっているが、実現していない。

② 統計等データの提供要請

EBPM 推進の一環として、「統計等データの提供等の判断のためのガイドライン」（平成 30 年 4 月 27 日 EBPM 推進委員会決定）により研究者などのデータ利用者から「行政記録情報」を含む提供を要請することを可能とした。提供できない場合は理由を付して回答することとなっており、さらに再考を求めたい場合、請求者は当該省庁の政策立案担当審議官に申出を請求することができる。ただし、厚労省 HP のフロー図をみると既に統計法で提供されているものを除いたデータを対象にしており、実際に提供されるかは不透明である。

③ データ・アーカイブ

東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センターの SSJ データ・アーカイブが、日本初として 1998 年に発足した。法律に基づく制度ではないが、大学・民間に加えて政府機関も一部含まれており、例えば、内閣府が 2018 年学生の就職・採用活動開始時期等に関する調査など 57 調査、厚生労働省が 2017 年仕事と育児の両立に関する実態把握のための調査など 14 調査を自主的に寄託している。ただし、自治体からの寄託された調査は現状ない上、利用対象者は大学又は公的研究機関の研究者、大学院生に限定されている。その他のデータ・アーカイブとして、例えば、独立行政法人労働政策研究・研修機構（JILPT データ・アーカイブ）、慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センター、大阪商業大学 JGSS 研究センターなどがそれぞれ自ら実施した調査の個票データを提供している。

⁶ 個票データの提供促進のため、マイクロデータ利用ポータルサイト MiRiPo (<https://www.e-stat.go.jp/microdata/>) が 2019 年 5 月に開設されている。

また、2018 年から日本振興会が人文・社会科学データインフラストラクチャー構築プログラムを開始し、その中で科研費などで研究者が集めたデータなどの提供を想定したアーカイブ構築に向けた取組みが始動している。ただし、政府関係データを含むかは不明である。

④ 非匿名加工情報の利用

例外的な入手方法として、まず改正個人情報保護法による非匿名加工情報の利用がある。非匿名加工情報とは特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものである。加工方法は、特定の個人を識別することができる記述等（例:氏名）の全部又は一部を削除（置換を含む。以下同じ。）、個人識別符号の全部を削除、個人情報と他の情報とを連結する符号(例:委託先に渡すために分割したデータとひも付ける ID)を削除、特異な記述等(例:年齢 116 歳)を削除するなどである。しかし、この制度は学術研究のためのものではなく、新たな産業の創出、活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現を目的とした事業サービス利用を想定しており、研究機関が申請して認められるか分からない。国の提供における書類は細かく、申請からデータ入手まで待たされるというデメリットがある。また、非識別加工情報の自治体による提供は総務省が旗振りをしているが、自治体の条例改正次第である。

⑤ 情報公開制度によるデータ

もう一つの例外的な入手方法は情報公開制度の利用である。行政機関情報公開法は国民全てに行政機関が保有する文書の開示請求権を認めており、文書には行政記録情報も含まれる。地方自治体も同様の情報公開条例を規定している。したがって、アンケート調査の個票データも行政保有文書に該当するため、情報公開制度を使って開示を求めることが制度上、可能である。

行政機関情報公開法第 5 条で開示義務を規定しているが、同条では不開示情報も規定しており、例えば、第 1 項で個人に関する情報で特定の個人を識別できるものを不開示情報としている。したがって、この個人情報保護による非開示規定を使って非開示、わずかな開示に留めるところも多数であり、開示されたデータが研究に利用可能か分からないという欠点がある。

⑥ 行政機関からの任意提供

さらに特定の研究者に行政機関から任意提供される場合がある。これらは自治体の首長など責任者の判断で提供されるもので、法律に基づいたものではない。制度化されたものではないため、実際にどの程度、提供されているかは明らかではない。

以上を踏まえて、現状、研究者が個票データを入手可能な方法とその対象、そしてその容

易さをまとめると表1の通りである。統計法に基づく提供は提供を受けられる研究者が公的助成を受けている者に限られ、分析において重要な居住地などの情報が使えない場合が多いものの、他の方法よりも対象となる調査は多い。一方、統計調査よりも膨大に存在する「行政記録情報」は現状、「統計等データの提供要請」「非識別加工情報」「情報公開請求」の3つの方法があるが、いずれもこの方法で本当に入手可能とはいえない。そうした中、最も入手が容易なのがデータ・アーカイブに寄託された調査である。しかし、現状寄託されている調査が内閣府・厚生労働省などに限られ、かつ数も少ない。

表1：日本における個票データ入手方法とその対象

	関係法令	中央 省庁	独法 など	地方 自治体	大学 NPO その他
調査票等情報	統計法	△+	△+	×	×
データ・アーカイブ	—	○+	○+	×	○+
統計等データの提供要請	統計等データの提供等の判断のためのガイドライン	△?	△?	×	×
非識別加工情報	個人情報保護法	△?	△?	?	×
情報公開請求	情報公開法・情報公開条例	△—	△—	△—	×
行政機関からの任意提供 (アンケート調査を含む)	—	△	△	△	—

(備考) ○：基本的に提供、△：データ保有機関の判断で提供、×：提供なし。

＋：条件が合えば提供、－：機関で判断に差、?：現状不明

今後の課題

以上を総括すると、日本での EBPM の主な導入目的は予算の縮減であり、主な担い手は霞が関の役人である。研究機関との共同研究、研究者との協働は想定するが、それ以外の研究者は基本的に主要な対象ではない。

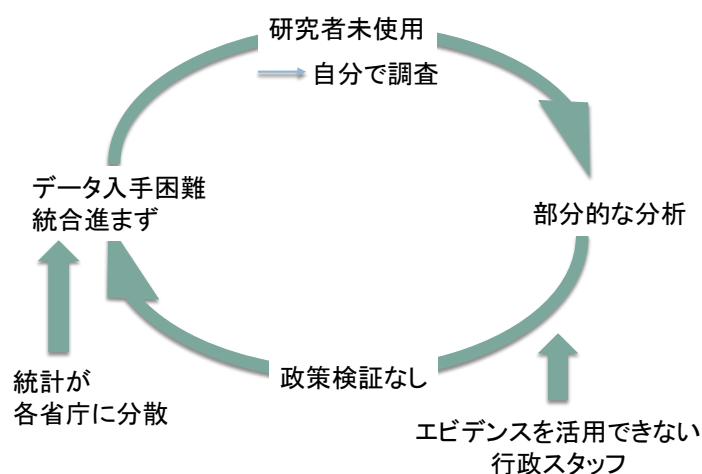
さらに研究者が使用できるデータについては、統計法の対象領域が狭く、膨大な行政記録情報は現状統計法での提供対象ではない。そうした中、行政記録情報や地方自治体・民間が保有する各種データの利活用も新たに統計システムに組み込むなどして、統計関係法制を総合的に見直すとされている。しかし、現状は行政記録情報の事業利用を想定するのみである。

そして日本の統計システムが縦割り・分散型であることも相まって、学術利用可能なデータも横断的な政策課題に対応するような Evidence には大きな制約がある。さらに、ユーザー＝政策立案担当審議官と位置付けられており、政府外の研究者への開放を必ずしも意味していない。特に複数の情報をマッチングした行政ビックデータの生成と提供は未着手である。提供の可否は所管省庁の意向次第となっている。ここ数年、公的統計や統計分析で政

治問題化している一因はここにある。北村行伸・一橋大学教授は「統計問題の根本は、・・・無関心です。各省庁で作られる統計に数人が配置され、タコツボ化してそれぞれで何が行われているのかよくわからないし、上の人も関心がないから、統計でどんな値が出ようとあまり興味がない。」「いくら EBPM 推進を叫んでも、何がエビデンスであるかをきちんと理解し、それを政策形成につなげていける行政官としてのノウハウも備えた人材がいなければ実際には進められません。今のところ、EBPM は機能していないですね。」(北村・重岡, 2019, 12～13 頁) と述べている。

つまり、研究者の立場から日本版 EBPM の課題を図 3 のように整理することができる。まず政府が保有する膨大な行政記録情報は研究者がほとんど使えない。研究目的の達成には研究者自らが研究費などを使ってアンケート調査を実施などしてデータの入手を図ることが必要になる⁷。行政記録情報は情報が客観的で正確、全数調査が基本であるのでデータ収集対象が広く、無作為抽出確率では少数に限られる研究対象者もデータが得られるといったメリットがある。税金などで集められた行政記録情報があるのに、研究者が自ら調査するのは労力的にも資金的にも重複を発生させている。研究者も研究に必要な情報を自ら全て集められる訳ではないため、分析も部分的なものに留まってしまう可能性が高い。

図 3：研究者の立場からみた日本版 EBPM の課題



そうした研究者の分析結果は、それをうまく活用できない行政が存在する中では政策の検証や効果の測定に使われることはない。そして統計の作成・保有が各省庁に分散している中、研究者がデータを入手するのは困難であり、かつ例えば、国税の保有する所得データと厚労省が保有する健康データといったデータ間の統合もなかなか進まない。そうすると研究者によるデータ利用が更に進まなくなる。逆に良質な調査設計は良いデータ、良い担い手を作り出す。それが更に良いデータを生み出していく好循環が生まれる。現状では日本で

⁷ 行政記録情報で研究に必要な情報が含まれていない場合もあるため、必ずしも提供イコール研究の促進とはならない点には留意が必要である。

はこうした好循環は生まれず、他の先進国に大きく遅れがみられる。

求められる対応策

こうした課題を変えていくには以下のような取り組みが必要である。

1) 海外では多くの政府・自治体調査（日本では行政記録情報に分類されるアンケート調査を含む）をデータ・アーカイブへ寄託し、研究者に提供しているが、日本ではわずかである。政府・自治体調査のデータ・アーカイブへの寄託を基本としていくことが必要である。

2) 行政記録情報の活用を促進するためには研究者とデータ保有する行政機関の間に入る英国の Administrative Data Research UK のようにワンストップ化が必要である。現状、研究者による各省庁への個別要請が研究利用の広がりには資するか明らかではない。

3) 多様な研究が進むためには複数の統計調査や行政記録情報を統合した行政ビッグデータの作成を推進する必要がある。そのためにはデータ同士を紐付けするための符合の付与などデータ形式を事前に統一する必要がある。研究者が自ら調査を行う場合には数千万円の研究費が必要になる場合もある。こうした助成金の負担を減らすことにもつながる。

研究に資する統計制度改革には強い政治的リーダーシップが不可欠である。老後 2000 万円問題や新型コロナウイルス問題は議論を深めるよい機会であり、今後の議論の深まりに期待したい。

参考文献

- 家子直幸・小林庸平・松岡夏子・西尾真司（2016）「エビデンスで変わる政策形成～イギリスにおける「エビデンスに基づく政策」の動向、ランダム化比較試験による実証、及び日本への示唆～」三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング政策研究レポート
- 伊藤公一朗（2017）『データ分析の力 因果関係に迫る思考法』光文社新書
- 川崎茂（2005）「日本の統計制度を考える－国際比較の観点から－」統計 2005 年 1 月号, pp.13-28.
- 北村行伸・重岡仁（2019）「統計が果たすべき役割と改善の道筋」経済セミナー 2019 年 6/7 月号, pp.8-22.
- 島村史郎（2006）『統計制度論』財団法人日本統計協会
- 椿広計（2016）「ビッグデータ時代だからこそ求められることとは？」SAS ユーザー総会
- 椿広計（2018）「公的統計分野のデータサイエンス力強化支援の取組み」統計関連学会連合大会特別セッション「データサイエンスへの展望」
- 内閣官房情報通信技術総合戦略室（2017）「官民データ活用推進基本計画について」第 1 回官民データ活用推進基本計画実行委員会資料 2
- 三輪昭尚（2018）「EBPM 推進体制」統計改革推進会議第 3 回コア幹事会資料 1
- 森川正之（2017）「「エビデンスに基づく政策形成」に関するエビデンス」RIETI Policy

Discussion Paper Series (17-P-008).

山本清 (2018) 「証拠に基づく政策立案」の課題と展望」大学経営政策研究, 8, pp.217-230.

Corak, M., Lindquist, M. J., & Mazumder, B. (2014). A comparison of upward and downward intergenerational mobility in Canada, Sweden and the United States. *Labour Economics*, 30, 185-200.

Cumpston, R., & Sarjeant, H. (2017). Australian life expectancy estimates, allowing for education, partnership and employment. *Australian Journal of Actuarial Practice*, 5, 97.

ESSnet Big Data. (2016). Potential Big Data and other sources with business cases for the aim of early estimates. Work Package 6 (Early Estimates), Deliverable 6.1.

Iannelli, C., & Duta, A. (2018). Inequalities in school leavers' labour market outcomes: do school subject choices matter?. *Oxford Review of Education*, 44(1), 56-74.

McCollum, D., Liu, Y., Findlay, A., Feng, Z., & Nightingale, G. (2018). Determinants of occupational mobility: the importance of place of work. *Regional Studies*, 52(12), 1612-1623.

Martikainen, P., Mäki, N., & Blomgren, J. (2004). The effects of area and individual social characteristics on suicide risk: a multilevel study of relative contribution and effect modification. *European Journal of Population*, 20(4), 323-350.

Norman, P., Boyle, P., & Rees, P. (2005). Selective migration, health and deprivation: a longitudinal analysis. *Social science & medicine*, 60(12), 2755-2771.

Nybom, M. & Stuhler, J. (2014). Interpreting Trends in Intergenerational Mobility, Working Paper Series 3/2014, Stockholm University, Swedish Institute for Social Research.

O'Donnell, J., & Raymer, J. (2015). Identification change and its effect on projections of the Aboriginal and Torres Strait Islander population in Australia. *Journal of Population Research*, 32(3-4), 297-319.

Pekkarinen, T., Salvanes, K. G., & Sarvimäki, M. (2017). The evolution of social mobility: Norway during the twentieth century. *The Scandinavian Journal of Economics*, 119(1), 5-33.

Reimondos, A., Gray, E., & Evans, A. (2018). How moving a box changed the religious landscape of Australia. *Australian Population Studies*, 2(2), 59-61.

Scott, A. P., & Timæus, I. M. (2013). Mortality differentials 1991 – 2005 by self-reported ethnicity: findings from the ONS Longitudinal Study. *Journal of Epidemiol Community Health*, 67(9), 743-750.

Smith, A., F. M. (1996). Mad Cows and Ecstasy: Chance and Choice in an Evidence-Based Society, *Journal of the Royal Statistical Society. Series A* (Statistics in Society), 159(3),

pp. 367-383.

UK Cabinet Office. (1999a). *Modernising Government White Paper*.

UK Cabinet Office SPMT (Strategic Policy Making Team). (1999b). *Professional Policy Making for the Twenty First Century*.

UK Government Office for Science. (2020). *Guidance for government Chief Scientific Advisers and their Officials*.

United Nations Economic Committee for Europe (2007) *Register - based statistics in the Nordic Countries: Review of best practices with focus on population and social statistics*.

US Commission on Evidence-based Policymaking (2017), *Final Report*.

Valkonen, T., Martikainen, P., Jallovaara, M., Koskinen, S., Martelin, T., & Mäkelä, P.

(2000). Changes in socioeconomic inequalities in mortality during an economic boom and recession among middle-aged men and women in Finland. *The European Journal of Public Health*, 10(4), 274-280.